

令和5年度集団指導資料

処分事例について

群馬県監査指導課

行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合に、指定取消し、効力停止（全部又は一部）、改善命令、改善勧告を行います。

①指定取消し

サービス事業所としての指定を取り消され、処分日以降、当該事業所の全ての報酬が請求できなくなります。指定の取り消しを受けた場合、同じ法人が運営する他のサービス事業所についても、指定の更新ができなくなる場合があります。

②全部効力停止

指定された期間について、全ての利用者の報酬を請求できなくなります。

③一部効力停止

指定された期間について、新規の利用者の受け入れができなくなったり（新規受入停止）、請求できる報酬が減額されたりします（報酬カット）。

④改善命令

改善勧告に従わなかった場合に、勧告内容に係る措置をとるよう命令し、その内容を公示します。

⑤改善勧告 ※処分ではない

基準を満たしていない事柄について、期限を決めて文書で基準違反の内容を勧告し、違反内容に対する改善策の報告を求めます。これに従わなかった場合は公表することができます。

指定の取消し等の事由

法律の規定により、事業者に対する指定取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる事由は、以下に該当する場合があります。（一部のみ記載）

- 障がい者の人格尊重義務及び職務遂行義務に違反したと認められるとき
- 報酬等の請求に関し不正があったとき
- 監査実施時に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- 監査において出頭の求めに応ぜず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき
- 上記のほか、指定事業者が、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき

群馬県の監査の実施状況（障害サービス）

項目	事業所数	終了事業所数	行政処分	勧告	文書指摘	翌年度継続数
令和4年度	4	3	0	20	1	1
令和3年度	6	6	5	9	0	0
令和2年度	7	4	2	1	1	3
令和元年度	9	7	5	0	0	2

行政処分の実施状況（障害サービス）

事業種別	処分等発行日	処分	処分等事由
【前橋市】 放課後等 デイサー ビス	R3.3.22	全部停止 (3か 月)	<p>人員基準違反、不正請求及び不正な行為</p> <p>①保育士が配置されていないにもかかわらず、管理者が、配置をしているように偽装した不正な行為を行った。</p> <p>②管理者が事業所の定員を遵守しているように利用児童のサービス提供実績記録票及び日誌を偽装した。</p> <p>③上記①②により人員基準違反が認められた。また、減算して請求すべきところを満額の障害児通所給付費の請求を行った。</p> <p>④上記①②③により、児童指導員等加配加算の算定要件を満たさない場合において、加算を算定した不正な給付費の請求を行った。</p>
【群馬県】 放課後等 デイサー ビス	R3.4.30	指定取消	<p>①不正請求(児童発達支援管理責任者不在にもかかわらず、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算せずに満額を請求し受領)</p> <p>②不正不当(実地指導の際に不在の児発管に係る出勤簿、給与台帳を偽造・提出)</p> <p>③虚偽答弁(立入検査の際に不在の児発管の勤務についての虚偽の答弁)</p> <p>④虚偽報告(立入検査の際に不在の児発管が作成した計画や記録書類を提出)</p>

行政処分の実施状況（障害サービス）

<p>【前橋市】</p> <p>放課後等 デイサー ビス</p>	<p>R4.2.16</p>	<p>全部停止 (3か 月)</p>	<p>人員基準違反、運営基準違反、不正請求及び不正又は不当な行為</p> <p>①常勤要件を満たさない者を、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者として配置したように装った不正な行為並びにこれに伴う人員基準違反及び不正な給付費の請求を行った。</p> <p>②児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士及び指導員について、放課後等デイサービスではない業務を兼務し、常勤要件を満たさない者を、常勤として配置した不当な行為並びにこれに伴う人員基準違反及び不当な給付費の請求を行った。</p> <p>③作業療法士について、放課後等デイサービスではない業務を兼務し、常勤要件を満たさない者を、児童指導員等加配加算（理学療法士等）の対象となる人員として配置した不当な行為及びこれに伴う不当な給付費の請求を行った。</p> <p>④通所支援計画の作成が適切に行っていない運営基準違反及びこれに伴う不当な給付費の請求を行った。</p>
<p>【高崎市】</p> <p>指定就労 移行支援 及び指定 就労継続 支援B型</p>	<p>R5.1.20</p>	<p>指定取消</p>	<p>①不正請求（利用の事実がないにもかかわらず、サービス提供実績記録票、支援記録等を偽装し、不正に給付費を請求し、受領）（報酬算定基準を満たさないため在宅支援を認めていないにもかかわらず、改善を求められた日以降も基準違反状態である在宅支援の提供を継続し、不正に給付費を請求し、受領した。）</p> <p>②虚偽答弁（監査における管理者に対する聞き取り調査において、利用者との連絡手段であるチャットアプリの内容を削除したにもかかわらず、事実を不知であるという虚偽の答弁を行った。）</p> <p>③不正不当（①の不正請求に関し、サービス提供実績記録票、業務日誌及び支援記録等の書類について、虚偽の記録を作成した。）</p>

指定の取消しを行った場合の措置

指定の取消しを行った場合、以下の措置を行います。

- ① 取消し日から5年間の指定（更新）申請の禁止
- ② 取消しした旨の公示
- ③ 不正請求による返還金が生じた場合、加算金（返還額の100分の40を乗じた額）を付加

また、指定の取消しに係る業務管理体制の確認検査により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したかを確認し、組織的に関与していると認められない場合を除いて欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定（更新）が受けられなくなります。

○監査中の事業廃止等に係る欠格事由

監査中に指定取消処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出した場合、指定（更新）が受けられなくなります。